

令和7年度 倉敷市立船穂小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校の昨年度のいじめの認知内容は、冷やかしかからかい、誹謗・中傷等であった。したがって、いついかなる場合でもいじめを許さない意識の醸成と集団作りは、極めて重要と言える。また、いじめであるなしにかかわらず、児童の生活の中で起こる人権に関わる問題についての感度を高め、児童一人一人の人権が尊重されるように努めていきたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは、人権を侵害する決して許すことのできない行為である」ことの理解を促す。
 - ・全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律の定着を図る。
- 〈重点となる取組〉
- ・PBIS(ポジティブな行動支援)を軸とした生徒指導を行うことで、いじめ問題の未然防止に努める。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校運営協議会の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・いじめ問題への取組について、親師会総会・学級懇談等で説明し、保護者の理解を得るようにする。
- ・インターネット上のいじめ問題や携帯電話の正しい使い方について、懇談や研修で啓発に努める。
- ・適宜、GBカード(すてきな行動をした際に児童に渡すカード)等、保護者にも児童の頑張りを知ってもらい、児童の自己肯定感や規範意識を高めることができるようにする。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、発生したいじめ事案への対応。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・学期1回、年3回。

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- ・校外
スクールカウンセラー
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、保健主事、該当児童の担任

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・いじめの防止、早期発見、いじめへの対処についての報告、相談

〈学校側の窓口〉

- ・教頭

〈連携機関名〉

- ・玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・学警連を通じての情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・学警連担当

学 校 が 実 施 す る 取 組

- | | |
|-----------|--|
| ① いじめの防止 | <ul style="list-style-type: none"> ・全ての教職員で、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを共通理解し、児童にも全ての教育活動を通して理解を促していく。 ・PBISを軸とした取組を行うことで、自己肯定感・自己有用感が高まり、安心して学校生活を送ることができるようにする。そして、学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着を図る。 ・年2回の人権週間を通して、児童自身が考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 |
| ② 早期発見 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活に関わるアンケートを年2回実施し、児童がいじめを訴えることができる場を設ける。 ・教育相談週間を年2回実施し、児童との個人面談をすることを通して、積極的にいじめを認知する。 ・各学級における「気になる児童」について終礼や職員会議で報告し、共通理解を図る。 |
| ③ いじめへの対処 | <ul style="list-style-type: none"> ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりした時は、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ・いじめへの組織的対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切な対処を行い、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 |

【様式2】

倉敷市立船穂小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4 月	○職員会議 ・基本方針、指導計画の 確認 ○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○学年集会、学級づくりの取り組み ・集団づくりプログラムの実施 (グループエンカウンター等) ○学級懇談やホームページでの呼 びかけ	○希望者個人懇談	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解
5 月	○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会			
6 月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意 見交換 ○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会	○第1回人権週間 ・いじめについて考える ○児童会と連携した「船穂小学校版 行動チャート」の作成 ○GB チケット	○教育相談週間 ・いじめの実態把握アンケート ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討
7 月	○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会	○学年集会	○個人懇談	
8 月	○学校運営協議会 ○生徒指導部会 ○QU 活用研修会			
9 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会	○GB カード		
10 月	○いじめ対策委員会 ○生徒指導部会			
11 月	○学校運営協議会 ・いじめ問題に関する意 見交換 ○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会	○学年集会 ○第2回人権週間	○教育相談週間 ・いじめの実態把握アンケート ○担任による教育相談	
12 月	○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会		○個人懇談	○アンケート結果の検討
1 月	○学校運営協議会 ○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会			
2 月	○生徒指導部会 ○いじめ対策委員会	○GB カード		
3 月	○いじめ対策委員会 ・取組みの検討, 基本方 針の修正 ○生徒指導部会	○学年集会		

年間を通して, 行う取組

- 職員会議(月1回)、生徒指導部会(月1回)職員終礼での情報交換会(週1回)、「気になる児童」についての報告
- いじめ対策委員会(月1回)
- 船穂小学校版行動チャートによる支援・指導